



島根県報

令和5年5月16日（火）

第 4 1 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任の届出	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（ ” ）	2
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（ ” ）	2
保安林の指定	（ ” ）	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（中 小 企 業 課）	5
公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	（建 築 住 宅 課）	8

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	8
都市計画の変更案の縦覧	（都 市 計 画 課）	8

【特定調達公告】

空港用5,000立級化学消防車の調達に係る一般競争入札の落札者等	（港 湾 空 港 課）	9
第2期大型提示装置等整備事業に伴う大型提示装置等の賃貸借に係る一般競争入札の実施	（教 育 指 導 課）	9

告 示

島根県告示第339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年5月16日

島根県知事 丸 山 達 也

宍道湖西岸土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

常松 光政 出雲市灘分町2012番地

多久和卓志 出雲市島村町559番地

2 就任年月日

令和5年3月26日

島根県告示第340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、益田市土地改良区の定款変更を令和5年5月8日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月16日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第341号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年5月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市掛合町入間947-6

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第342号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年5月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第343号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年5月16日

島根県知事 丸山達也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
-

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第344号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年5月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1127-12、イ1127-13、イ1127-24

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

金城町波佐イ1127-13・イ1127-24（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第345号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年5月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや大田長久店 島根県大田市長久町長久イ282-2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び法人にあつては代表者の氏名並びに住所

株式会社みしまや 代表取締役 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
野々内 香織	島根県松江市八雲台二丁目32	-	
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(株) 武田や	福岡県北九州市小倉南区南方2-1-34	武田 弘治	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 裕一	
佐々木 和久	島根県大田市大田町大田イ440-1	-	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
野々内 香織	島根県松江市八雲台二丁目32	-	
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(株) 武田や	福岡県北九州市小倉南区上葛原2-21-1	武田 弘治	令和3年6月1日 住所変更
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 裕一	
佐々木 和久	島根県大田市大田町大田イ440-1	-	

(4) 変更の年月日

令和3年6月1日

2 届出年月日

令和5年4月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課(大田市大田町大田口1111)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年5月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや雲南三刀屋店 島根県雲南市三刀屋町三刀屋73-5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び法人にあっては代表者の氏名並びに住所

有限会社エムランド 代表取締役 梅木 秀昭 島根県雲南市三刀屋町三刀屋122-1

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治	
(有) ふくま生花店	島根県雲南市木次町木次14	福間 龍二	
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(株) 武田や	福岡県北九州市小倉南区南方2-1-34	武田 弘治	
(有) 貴光	島根県雲南市木次町里方30-2	錦織 敏昭	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 隆史	
東洋食品 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	黒田 要一郎	
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 映治	
(有) ふくま生花店	島根県雲南市木次町木次14	福間 龍二	
(株) ヤマスイ	広島県広島市西区商工センター1-2-3	山田 千恵	
(株) 武田や	福岡県北九州市小倉南区上葛原2-21-1	武田 弘治	令和3年6月1日 住所変更
(有) 貴光	島根県雲南市木次町里方30-2	錦織 敏昭	

(4) 変更の年月日

令和3年6月1日

2 届出年月日

令和5年4月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課（雲南市木次町里方521番地1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第347号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次のとおり公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をしたので、同条第6項の規定により告示する。

その関係図書は、松江県土整備事務所に備えて一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 対象区域

安来市黒井田町582番地

2 認定の年月日及び番号

令和5年5月2日 第1号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局中国技術事務所から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年5月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

2 作業期間

令和5年5月8日から同年12月22日まで

3 作業地域

直轄国道（一般国道9号に限る。）上のうち松江市、浜田市及び出雲市地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和5年5月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
益田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
益田市中島町
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課及び益田市建設部都市整備課
- 4 縦覧期間
令和5年5月16日から同月30日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年5月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
空港用5,000立級化学消防車の調達 1台
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社出雲ポンプ 代表取締役 出雲 一樹 島根県益田市あけぼの東町14番地15
- 5 落札金額
191,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和5年2月17日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年5月16日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
第2期大型提示装置等整備事業に伴う大型提示装置等の賃貸借 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和5年10月27日から令和10年10月26日まで

(4) 納入期限

令和5年10月26日（木）

(5) 納入場所

島根県立高等学校 38校（定時制・通信制課程を含む）

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 借入に要する一切の諸経費を含めた総価（5年間分）で入札に付する。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿において、次のア又はイのいずれかの業種に登録された者であること。

ア 営業種目が大分類「1 文具・事務用機器」小分類「(4)情報処理機器」に登録されている者であること。

イ 営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 本公告に示した物品を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有すること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

島根県教育庁教育指導課高等学校教育推進スタッフ

電話 0852-22-6863 F A X 0852-22-6026

電子メール shidou@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和5年6月21日（水）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和5年6月21日（水）までの間

ただし、イの場所にあつては、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

開催しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和5年6月21日（水）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和5年6月26日（月）午前10時から同月27日（火）午後4時まで（同月26日午後5時から同月27日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和5年6月27日（火）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和5年6月27日（火）午前11時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月28日（水）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員控室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額を契約期間の月数（60月）で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約に係る賃貸借期間の月数（60月）で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育指導課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Projector for education, 1 set

(2) Period for tender by electronic bidding : From 10 : 00 a.m. June 26, 2023 to 4 : 00 p.m. June 27, 2023

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. June 27, 2023

(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on June 27, 2023)

(4) Contact point for the notice : Educational Facilities Planning Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502 Japan

TEL : 0852-22-6863